

設 計 書

水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水事業
量水器（鉛レス水道メーター）

品 名 定格最大流量・計量範囲・口径	数 量	単 価	小 計	納 入 期 限	備 考
水道メーター Q3 = 2.5 R=100 口径13mm	1,370 個	円	円	第1回納入500個 第2回納入500個 第3回納入370個	いずれも新品メーター 乾式直読式、 パッキン付
水道メーター Q3 = 4.0 R=100 口径20mm	840 個	円	円	第1回納入300個 第2回納入300個 第3回納入240個	
水道メーター Q3 = 6.3 R=100 口径25mm	49 個	円	円	第1回納入	
水道メーター Q3 = 10.0 R=100 口径30mm	16 個	円	円	第1回納入	
水道メーター Q3 = 10.0 R=100 口径40mm	15 個	円	円	第1回納入	
水道メーター Q3 = 16.0 R=100 口径50mm ねじ込み式	5 個	円	円	第1回納入	
電子式水道メーター Q3 = 4.0 R=100 口径20mm	1 個	円	円	第1回納入	
電子式水道メーター Q3 = 10.0 R=100 口径30mm	1 個	円	円	第1回納入	
電子式水道メーター Q3 = 16.0 R=100 口径50mm ねじ込み式	7 個	円	円	第1回納入	
電子式水道メーター Q3 = 63.0 R=100 口径75mm フランジ式・伸縮補足管	1 個	円	円	第1回納入	
合 計（税抜き）	2,305 個	/	円		

消 費 税 円
合計金額（税込） 円

内 訳 書

	水道	簡水	公共	農排	計	刻印番号
口径13mm ねじ込み式	1,248個	65個	46個	11個	1,370個	T610001 ~ T611370
口径20mm ねじ込み式	553個	270個	8個	9個	840個	T620001 ~ T620840
口径25mm ねじ込み式	44個	3個	1個	1個	49個	T670001 ~ T670049
口径30mm ねじ込み式	12個	4個			16個	T630001 ~ T630016
口径40mm ねじ込み式	8個	4個	3個		15個	T640001 ~ T640015
口径50mm ねじ込み式	3個		2個		5個	T650001 ~ T650005
口径20mm 電子式	1個				1個	TE620001
口径30mm 電子式			1個		1個	TE630001
口径50mm 電子式 ねじ込み式	5個	2個			7個	TE650001 ~ TE650007
口径75mm 電子式 フランジ式	1個				1個	TE675001

納入期限及び支払い方法

別途指示による

納 入 場 胎内市並槻1241番地2 並槻浄水場

そ の 入札書には、積算表の合計（税抜き）に相当する金額を記載すること。
落札者は、各単価が分かる内訳書を入札後に提出すること。

量水器購入仕様書

1. 品 名 量水器 口径13mmほか

2. 用 途 胎内市内の給水契約者の使用水量測定に使用する。

3. 数量及び刻印 別紙内訳書のとおり

4. 適用法令及び適用規格等

- (1) 水道メーターの構造及び材質は、使用目的に適した強度及び耐久性を有し、かつ水質に悪影響を及ぼさないものでなければならない。
- (2) 水道メーター納入者が製造し納入する水道メーターは、以下の法令その他関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。
- 1) 計量法関係
 - ① 計量法（平成4年法律第51号）
 - ② 計量法施行令（平成5年政令第329号）
 - ③ 計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）
 - ④ 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
 - ⑤ 指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業令第77号）
 - 2) 水道法関係
 - ① 水道法（昭和32年法律第177号）
 - ② 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
 - ③ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
 - ④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）
 - 3) 日本産業規格及びその引用規格（最新版を引用する）
 - 4) その他関連する法令等
- (3) 水道メーターは計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受けるか、または検査を行ない、計量法第72条第1項に規定する検定証印または計量法第96条第1項に規定する基準適合証印いずれかの証印が付されたものでなければならない。検定または検査は、納入期限日の属する月かその前月に実施すること。
- (4) 水道メーターの特性・主要寸法等

口 径	流量値 (m ³ /h)				計量範囲 Q3/Q1=R	全 長 (mm)
	定格最小 流量Q1	転移流量 Q2: Q1×1.6	定格最大 流量Q3	限界流量 Q4: Q3×1.25		
φ 1 3	0.025	0.040	2.5	3.13	100	100
φ 2 0	0.040	0.064	4.0	5.00	100	190
φ 2 5	0.063	0.101	6.3	7.88	100	225
φ 3 0	0.100	0.160	10.0	12.50	100	230
φ 4 0A	0.100	0.160	10.0	12.50	100	245
φ 5 0ねじ込み式	0.160	0.256	16.0	20.00	100	245
φ 2 0電子式	0.040	0.064	4.0	5.00	100	190
φ 3 0電子式	0.100	0.160	10.0	12.5	100	230
φ 5 0電子式 ねじ込み	0.160	0.256	16.0	20.0	100	245
φ 7 5電子式 フランジ式	0.630	1.008	63.0	78.75	100	630

- (5) 水道メーターの上ケース及び下ケースの材質は鉛フリー銅合金とする。材質の種類、適用規格及び材質記号は下記表に示すいずれかとする。

鉛フリー銅合金の種類		部品材料表示	材質記号
JIS H 5120	一般用青銅鋳物6種	CAC406	無記号
	シルズン青銅鋳物4種	CAC804	E
	ビスマス青銅鋳物1種	CAC901	B
	ビスマス青銅鋳物2種	CAC902	
	ビスマス青銅鋳物5種	CAC905	
	ビスマス青銅鋳物8種	CAC909	
	ビスマスセレン青銅鋳物1種	CAC911	

- (6) 口径50mm以上のフランジ式水道メーター本体規格は、ダクタイル鋳鉄製粉体塗装（たて型軸流羽根車式）とする。
- (7) フランジ式水道メーターに付属する補足管は伸縮管とする。
- (8) 水道メーターの蓋及びケースには口径を、蓋には検定満期を表示すること。また蓋の色はブルー系とし、内訳書に記載した刻印番号を市が指定する部分に鮮明に刻印すること。刻印番号は電子メーターのカウンタ部分へも表記すること。
- (9) 附属品としてメーター1個にパッキン2枚を添付すること。フランジ式メーターには接続用ステンレスボルト・ナットの必要本数とパッキン2枚を添付すること。
- (10) 電子メーターの伝送コードは10m以上とし、電子メーターのカウンタ指針部桁数は、電子メーター本体の指針部桁数と同桁数とすること。

5. 保証事項

納入された水道メーターが検定合格品であっても、使用に際して異常（早動、遅動、不動、指針表示部分の曇りや結露等）が発見された場合は、明らかに使用者の責めが原因でない限り、納入者の責任において直ちに原因究明を行うこととし、その結果に応じて、納入者の負担により再調整または新品に取り替えるものとする。（当該メーター取替えにかかる費用も納入者の負担とする。）またメーターの品質に疑義が生じた場合、メーターの製造工程等の確認を行う場合がある。

6. 納入場所 胎内市並槻1241番地 並槻浄水場

7. 納入期限
 第1回納入 令和6年6月14日（金）まで
 第2回納入 令和6年7月31日（水）まで
 第3回納入 令和6年8月30日（金）まで

8. 支払い方法 胎内市水道事業、胎内市簡易水道事業及び胎内市工業用水道事業会計規程及び胎内市財務規則による。

9. その他

- (1) 入札書には、積算表の合計（税抜き）に相当する金額を記載すること。落札者は、各単価が分かる内訳書を入札後に提出すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、市と納入者が協議すること。